

令和2年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

令和2年6月9日 午前10時12分開会

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修		
副町	長	仲田	不二雄		
教	育	長	高岡	秀夫	
まちづくり	戦略課	長	小林	克成	
総務	課	長	鯉渕	和己	
町民	課	長	補佐	加藤	孝行
財務	課	長	船橋	行子	
税務	課	長	鈴木	貴司	
健康	保険課	長	飯村	正則	
長寿	応援課	長	井上	優	
福祉	こども課	長	増井	栄一	
農業	政策課	長	山口	成治	
都市	建設課	長	大津	好男	
下水道	課	長	皆川	尊志	
会計	管理者（会計課長）		高瀬	浩文	
水道	課	長	阿久津	恵三	
農業	委員会事務局	長	片岡	宗徳	

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年6月9日（火曜日）

午前10時12分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第40号 町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第45号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第47号 城里町人権擁護委員の推薦について

日程第16 陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

1. 本日の会議に付した事件

議案第35号
議案第36号
議案第37号
議案第38号
議案第39号
議案第40号
議案第41号
議案第42号
議案第43号
議案第44号
議案第45号
議案第46号
議案第47号
陳情第1号

午前10時12分開会

町民憲章唱和

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小唄 孝君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 令和2年第2回城里町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

また、クールビズ対応といたしまして、軽装で会議を進めますので、よろしくお願いたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。

咳・くしゃみに注意してくださるようお願いいたします。

議員の欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

欠席議員、12番杉山 清君。

開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小唄 孝君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

3月、4月、5月における各会議等への出席状況はお手元に配付いたしましたとおりですの

で、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

7番 三村 孝信 君

8番 河原井 大介 君

9番 関 誠一郎 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小唄 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、関議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長関 誠一郎君。

〔議会運営委員長関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 去る6月2日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案13件、陳情1件、報告33件、合わせて47件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から6月16日までの8日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、2日目に行くことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいま関議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月16日までの8日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月16日までの8日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人1名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第2回議会定例会を招集しましたところ、公私ともお忙しい中、ご参集賜りまして、大変ありがとうございます。

さて、今定例会は、町条例の改正をはじめ、一般会計補正予算など議案13件につきましてご審議をいただくものです。慎重審議を賜りまして適切なるご決定賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 町道路線の廃止について

議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小坏 孝君） これより、日程第3、議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12 議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についての10議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第2回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。環境審議会の設置に伴い、委員等の報酬を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年7月から旅費を支給するに当たり、支給要件等を改正するものです。

主な改正点は、鉄道運賃の現状に合わない表現や日当の支給条件を明確に規定するものです。

次に、議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。省令が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、支援員認定資格研修の実施の事務・権限に関し、これまで都道府県知事及び指定都市の長であったものを、中核都市の長まで拡大するものです。

次に、議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策により町に条例整備が要請されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ療養し、労務に服することができない被保険者等に、一定期間に限り傷病手当を支給するものです。

次に、議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策により町に条例整備が要請されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ療養し、労務に服することができない被保険者等に、一定期間に限り傷病手当を支給するものです。

次に、議案第40号 町道路線の廃止についてであります。大字上青山地内の一般交通の用に供する必要がない町道を道路法第10条第1項の規定により廃止するものです。

次に、議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,576万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億9,922万5,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を追加するものです。

次に、議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,685万円とするものです。

歳入で、繰入金を追加するものです。

歳出は、下水道事業費を追加するものです。

次に、議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,970万1,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものです。

次に、議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出の既決予定額に、それぞれ2,300万円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ7億2,113万6,000円とするものです。

収入では、営業収益を追加するものです。

支出は、営業費用を追加するものです。

以上、議案10件の概要について一括ご説明しました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

日程の変更

○議長（小唄 孝君） ただいま町長より、日程第13 議案第45号から日程第15 議案第47号の3件について、先議したいとの趣旨の申し出がございました。

お諮りいたします。

日程第13 議案第45号から日程第15 議案第47号の3件を先議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

議案書の差し替え

○議長（小唄 孝君） ただいま町長より、日程第13 議案第45号から日程第15 議案第47号の3件の議案書を差し替えたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。
事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第45号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 日程第13 議案第45号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、高岡秀夫君の本会議場の退場を求めます。

〔教育長高岡秀夫君退場〕

○議長（小唄 孝君） 提案理由の説明を求めます。
町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第45号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。現教育長の高岡秀夫さんが令和2年7月12日で任期満了となりますので、引き続き高岡秀夫さんを任命しようとするものであります。

高岡秀夫さんは、人格は高潔で、教育行政に関し識見を有し、適任と認められますので、引き続き本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しております。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。
議案第45号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、高岡秀夫君の本会議場入場を認めます。

〔教育長高岡秀夫君入場〕

○議長（小唄 孝君） 高岡秀夫教育長に申し上げます。

教育長の同意を求める件は同意されました。

議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第14 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第46号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。任期満了に伴い、新たに城里町大字塩子2294番地、石川清純さん、水戸市岩根町1068番地、今瀬秀幸さん、小美玉市江戸90番64、海老澤聡さんを選任するものであります。

石川さんは地方税行政に精通しており、性格は温厚にして人望も厚く、人格識見ともに適任であります。

今瀬さん、海老澤さんはそれぞれ茨城県土地家屋調査士会、茨城県不動産鑑定士協会から推薦をいただいた方であり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第46号についての質疑を求めます。

9 番 関 誠一郎君。

○9 番（関 誠一郎君） ただいま、町長が任期満了のためというお話でありましたが、前任者の任期はいつまでだったのか、正確にお願いします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） ただいま、9 番議員さんからのご質問でありますけれども、正確には3月31日です。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

○9 番（関 誠一郎君） 3 か月間、結局不在でいたということで、今定例会に上程してきたんですけれども、前任者について、こうこうこういうわけだという説明をなされてき

たのか、その点をお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 9 番 関議員さんからのご質問ですけれども、説明、前任者の方には3月のうちに一度、もう一回お願いしたいということで当たってはおりますけれども、全員断られたという経緯がございまして、その説明というのは、任期が切れているという説明でしょうか。それは特にはしていません。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

○9 番（関 誠一郎君） というのは、前任者が辞めたいという意思も何もなしに、結局切られたというお話を伺っておりますが、やはりこういう人事問題は、やはりきちんと順番を呈して、期間内でお辞めにするのであれば、お世話になりましたとか、そういう人道的なルールがあってしかるべきかと思えます。

今後、厳重に注意し、行政に当たっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回、任期満了に伴って、3月に議会に提出すべきところでしたが、ちょっと遅れてしまいまして、本当に申し訳ございません。

また、前任者との関係ですけれども、前任者から、もう高齢でもあるし、責任も重いなど、いろんな理由がございなのでしょう。

それから最近、税務関係、訴訟というか、いろんなお問合わせも増えておりまして、なかなか責任の重い仕事ということで、ほかの人に譲りたいということで、こちらからお願いしたんだけど、引き受けてくれなくて、それで今回の提案となったというふうに伺っております。

今後、こういうことがないように、事前によく説明して、3月任期のものについては3月議会に出せるように努力したいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

○9 番（関 誠一郎君） 町長、これ、提案理由説明するときに、最初からそういう謝罪の言葉を入れるべきですよ。

何もなかったかのように、ただ提案している、それを議会に説明すること自体がおかしい。

もう少し、議会に丁寧な説明ができるように心がけていただきたいと思えます。

以上でいいです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございせんか。

2 番 加藤木 直君。

○2 番（加藤木 直君） ただいま、町長のほうからも、大変税務関係の中で重要な仕事

だということなんですけれども、この重要な仕事をされている方が3か月、4、5、6と3か月不在だったと、穴が空いたということは、これ、いつから、3月いっぱいまで満期でしょ。任期ですよ。そうしますと、去年の12月もしくは1月ぐらいには、もう既に動いていて、3月に上程をして諮るとというのが通常だと思うんですけれども、これ、このお三方出ていますけれども、この方に了解を得たのはいつなんですか。

それとも、その前の前任者、前任者との調整、これ、私も何名か聞きましたけれども、本当に今頃で3月の議会に間に合うのというようなことだったらしいんですけれども、これ、やはり行政の中でも、やはり独立した機関なので、これ、大変重要な機関だと思うんです。ですから、ここに穴を空けちゃうというのは、非常に問題だと思う。

それと、この、ただ配られた中に、任期のほうで7月から3年間ということなんですけれども、これは、7月から3月31日までではだめなんですか、これ。やはり3年間、まるきりということなんですかね。どうなんですか、これ。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 2番加藤木議員さんのご質問というかご指摘なんですけれども、おっしゃるとおり大切な仕事であると、そこが3か月間穴が空いていたということでありまして、誠に申し訳ないと思っております。

また、3年間ということなんですけれども、今回、年度末でばたばたしてというのとか、今回は特にコロナ等のあれもあったんですけれども、ですので、できれば7月1日から3年間であれば、次の改選のときにもまた選任しやすいのかなという考えで、3年間としたわけでありまして。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、7月1日から3年間と、6月30日までということですね。

それで、私も前任者からもちょっと、ちらっとお話聞いたんですけれども、前は、願います時にはちゃんと町長が来られましたよと、町長さんがお願いに来られましたというような話もしているんですけれども、今回もこのお三方、新しく決まる方のところにはお願いに、町長さんのほうから行っているんでしょうけれども、既に辞められた、退任された方、この方にも、町長なり課長さんなりが、何年かありがとうございましたということで、これは関委員長も言いましたけれども、これはやはりご挨拶に行くべきだろうなというふうに思っておりますので、ひとつその辺のところのカバーもよろしく願います。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

退任された3名の方に対して、議会後、新しい委員の決まった後、感謝の気持ちを伝え

に行きたいというふうに思っております。

また、固定資産、この評価委員ですけれども、毎月のようにある委員会ではなくて、年1回程度行う委員会ということで、7月1日に今回着任できれば、今年の固定資産評価はできるということでございますので、ちょっと任期に空白ができてしまったのは申し訳ないと思っておりますが、そういうことで、年1回の委員会にはきちんと新委員で対応できますので、どうぞご理解ご協力のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） それでは、これより討論に入ります。

議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第47号 城里町人権擁護委員の推薦について

○議長（小坪 孝君） 日程第15 議案第47号 城里町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第47号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、法務大臣に対し委員候補者の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

城里町阿波山902番地の2、和田雅治さん、城里町大字上阿野沢337番地、長山透さんの2名です。

お二人は、長きにわたり地方自治や教育に貢献され、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解が深いことから、委員として適任であると考え、候補者として推薦するも

のです。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第47号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第47号 城里町人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第16 陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書について、関議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長関 誠一郎君。

〔議会運営委員長関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号の取扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第1号の取扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。

よって、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

ただいまの関議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号について総務民生常任委員会

へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日は午前10時から再開し、4番藤咲芙美子君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時53分散会